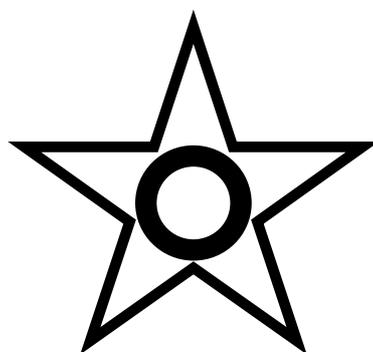


釧路市生活排水処理基本計画



平成21年8月

釧 路 市

目 次

はじめに（策定の趣旨）	2
第1章 計画策定の基本的考え方	3
第1節 計画の区域及び目標年次	3
第2節 生活排水処理に係る理念・目標	3
第2章 生活排水処理の状況	4
第1節 生活排水処理体系	4
1. 生活排水の処理フロー	4
2. 生活排水の処理主体	5
第2節 処理形態別人口の推移	6
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	7
1. し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の状況	7
2. 中間処理の状況	8
3. 最終処分の状況	10
第4節 生活排水処理の課題	11
1. 公共下水道の整備促進	11
2. 下水道整備計画区域外の地区における生活排水処理の促進	11
3. し尿・浄化槽汚泥の中間処理のあり方	11
第3章 生活排水処理基本計画	12
第1節 生活排水処理の基本方針	12
第2節 生活排水の処理計画	13
第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	14
1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し	14
2. 収集運搬計画	15
3. 中間処理計画	15
4. 最終処分計画	15
第4節 住民に対する広報・啓発活動	15

はじめに（策定の趣旨）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、その区域内における一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めることとなっており、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。以下同じ）に関する部分（生活排水処理基本計画）とで構成することとされています。

本市におきましても、平成 17 年 10 月の 3 市町合併前には、それぞれの市町で一般廃棄物処理基本計画を策定し、それに基づき廃棄物処理行政を推進してきましたが、合併後の新市としての計画策定が必要となり、平成 21 年 3 月に新釧路合併後の新市としてのごみ処理基本計画を策定しました。本計画は、もう一方の生活排水処理基本計画を策定するものです。

本市には太平洋に接する長い海岸線のほかに、一級河川の釧路川や二級河川の阿寒川、音別川などの主要 10 河川と阿寒湖、春採湖など湖沼があり、市民は昔から水辺に親しんできました。また、河川の利水利用や海域での水産振興を図るため、公共用水域の水質保全も求められてきました。

このため、人口密集地域から発生する生活排水を適正に処理するため、公共下水道の整備が積極的に進められ、平成 20 年度末には下水道認可区域内の整備がほぼ概成しています。

本計画では、このような状況を踏まえた上で、生活排水処理に関わる社会・経済情勢等の諸条件を考慮し、計画目標年次における市内全域の生活排水について、どのような手法で、どの程度処理していくのかを、長期的・広域的視野に立って定めています。

なお、本計画に定めるべき事項については、「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月 8 日厚生省通知）」に示されており、本通知に準拠して計画の策定を行なっております。

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画の区域及び目標年次

計画区域は、現在の本市の行政区域全域（釧路地域、阿寒地域、音別地域の行政区域全般）とします。

また、釧路市の生活排水処理基本計画の目標年次は、平成30年度とします。

なお、この計画は必要に応じて見直しを行なうものとします。

第2節 生活排水処理に係る理念・目標

下水道や合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備による生活排水の適正処理は、公衆衛生の向上や身近な生活環境の保全に役立つとともに、公共用水域の水質保全にも資するものです。

北海道は、道民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりを推進するため、すべての道民が生活排水（污水）処理施設を利用できるよう、平成9年度に「全道みな下水道構想」を策定し、市街地、農村漁村等を含めた市町村全域で生活排水（污水）処理施設の整備を推進してきました。さらに、近年の社会情勢の変化に対応するため、平成16年度に「全道みな下水道構想リニューアブルプラン」を策定し、地域に合った整備手法を集合処理と個別処理から選択し、市町村における污水処理施設の一層効率的な普及促進を求めています。

本市では、昭和54年に下水道による生活排水の高級処理を開始し、逐次、下水道の処理区域を拡大してきました。また、湖沼の水質改善を目的とした釧路地域の「春採湖を守る下水道」、阿寒湖畔地域の「マリモを守る下水道」といったモデル下水道事業を推進し、身近な水環境の改善にも取り組んできました。このように、人口密集地域における下水道整備を積極的に推進してきた結果、平成20年度末で下水道水洗化人口は全人口の92.7%に達し、下水道と同等の処理性能を有する合併処理浄化槽を設置している世帯の人口も全人口の0.2%となっています。

一方で、単独処理浄化槽を設置している世帯や汲み取り式トイレの世帯からは、台所や洗濯、風呂などから排出される生活雑排水が未処理のまま放流されており、河川や海域などの汚濁要因となっています。

本市は、市域内に二つの国立公園を擁するなど自然環境に恵まれており、平成20年度にスタートした新市総合計画において「環境・交流」都市を都市像に掲げています。

本市の生活排水処理に係る理念・目標を、「市全域において生活排水が適正に処理され、人と自然とが共生する都市」とし、市民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めていくこととします。

第2章 生活排水処理の状況

第1節 生活排水処理体系

1. 生活排水の処理フロー

本市における生活排水の処理フローを図2-1に示します。

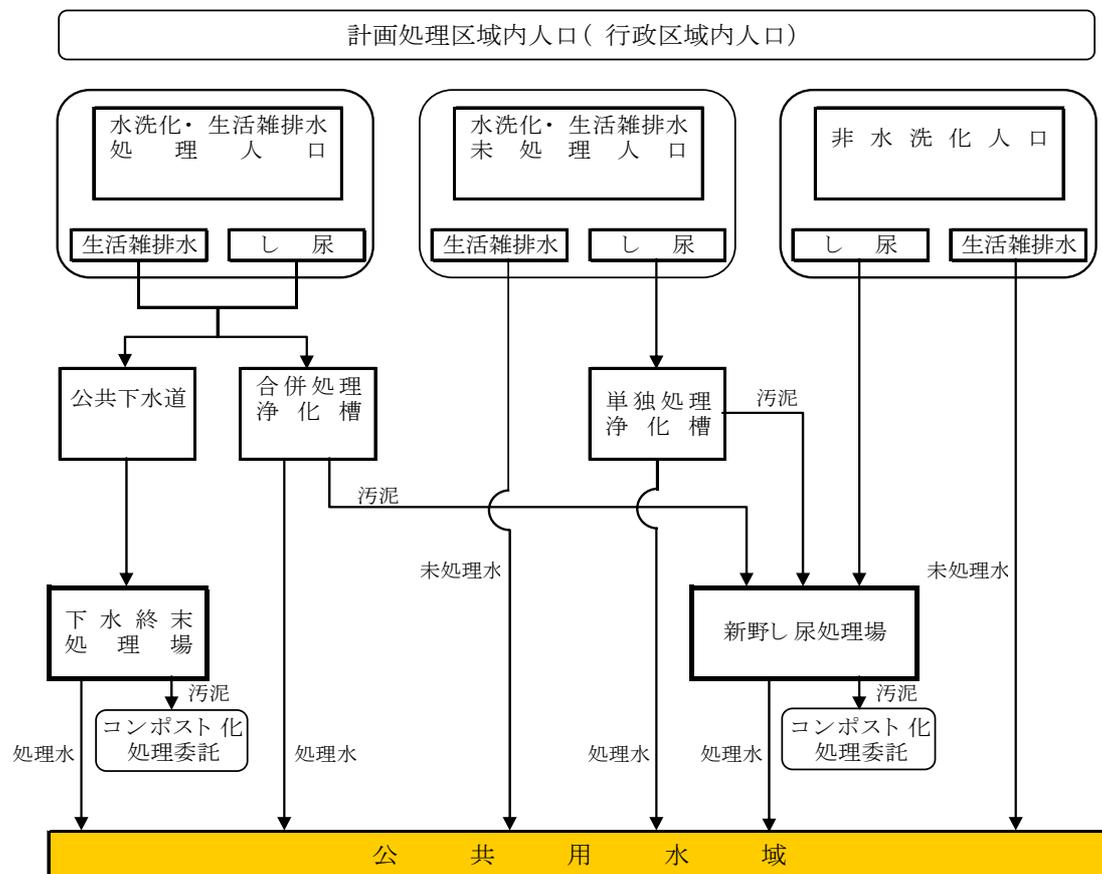
公共下水道に接続し水洗化済みの世帯については、し尿と生活雑排水の全てが下水終末処理場で処理されます。合併処理浄化槽を設置している世帯についても、し尿と生活雑排水の全てが浄化槽で処理されます。これらの世帯人口については、図2-1のなかでひとくくりに「水洗化・生活雑排水処理人口」としています。

し尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している世帯については、トイレは水洗化されていますが、台所や風呂などの生活雑排水は未処理のまま放流していますので、この世帯人口については、同図のなかで「水洗化・生活雑排水未処理人口」としています。

汲み取り式トイレの世帯についても、台所や風呂などの生活雑排水を未処理のまま放流していますので、この世帯人口については、同図のなかで「非水洗化人口」としています。

汲み取りし尿や浄化槽汚泥は、釧路市新野し尿処理場に搬入処理しています。

図2-1 生活排水の処理フロー（現況）



2. 生活排水の処理主体

本市では、生活排水処理施設として、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設が整備されています。それぞれの処理主体は、表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 生活排水の処理主体

処 理 施 設 の 種 類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公 共 下 水 道	し尿、生活雑排水	釧路市
合 併 処 理 浄 化 槽	し尿、生活雑排水	個人等
単 独 処 理 浄 化 槽	し尿	個人等
し 尿 処 理 施 設	し尿、浄化槽汚泥、雑排水(浸透枘の沈降物等)	釧路市

なお、単独処理浄化槽については、平成 12 年の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から削除され、平成 13 年 4 月 1 日からは原則として合併処理浄化槽でなければ新設できないこととなっています。

*ただし、既存の単独処理浄化槽についても、維持管理などについては、浄化槽法の規制を継続する必要があることから、既存単独処理浄化槽については法改正後においても「みなし浄化槽」として法が適用されます。

*また、既存単独処理浄化槽の使用者については、合併処理浄化槽への設置換えまたは構造変更に努めなければならないとされています。

第2節 処理形態別人口の推移

本市の生活排水の処理状況を過去5年間の生活排水形態別人口の推移で見ると、表2-2に示すとおりです。

平成20年度末における処理形態別人口をみると、計画処理区域内人口187,569人に対し、水洗化・生活排水処理人口174,304人(92.9%)、水洗化・生活排水処理未処理人口162人(0.1%)、非水洗化人口13,103人(7.0%)となっています。

処理施設別にみると、下水道人口は公共下水道の整備進捗に伴い平成18年度までは増加傾向にありますが、それ以降は人口の流出等の影響によって若干の減少傾向にあります。合併処理浄化槽人口はほぼ横ばい状態になっています。これに対して水洗化・生活排水処理未処理人口及び非水洗化人口は、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及により減少しています。

表2-2 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
計画処理区域内人口(行政区域内人口)	194,326	192,397	191,407	189,539	187,569
1. 水洗化・生活排水処理人口	174,784 (89.9%)	176,202 (91.5%)	176,708 (92.3%)	175,154 (92.4%)	174,304 (92.9%)
(1) 下水道(水洗化人口)	174,300 (89.7%)	175,720 (91.3%)	176,227 (92.1%)	174,672 (92.2%)	173,824 (92.7%)
(2) 合併処理浄化槽	484 (0.2%)	482 (0.2%)	481 (0.2%)	482 (0.2%)	480 (0.2%)
(3) 農業集落排水施設等	—	—	—	—	—
2. 水洗化・生活排水未処理人口(単独処理浄化槽)	505 (0.3%)	312 (0.2%)	169 (0.1%)	167 (0.1%)	162 (0.1%)
3. 非水洗化人口	19,037 (9.8%)	15,883 (8.3%)	14,530 (7.6%)	14,218 (7.5%)	13,103 (7.0%)

釧路、阿寒、音別の3地域ごとの平成20年度の処理形態別人口は、表2-3に示すとおりです。

表 2-3 地域別処理形態別人口（平成 20 年度）

（単位：人）

区 分	釧路地域	阿寒地域	音別地域	釧路市計
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	179,259 (100%)	5,854 (100%)	2,456 (100%)	187,569 (100%)
1. 水洗化・生活排水処理人口	169,080 (94.3%)	3,879 (66.3%)	1,345 (54.8%)	174,304 (92.9%)
(1) 下水道（水洗化人口）	168,786 (94.2%)	3,768 (64.4%)	1,270 (51.7%)	173,824 (92.7%)
(2) 合併処理浄化槽	294 (0.1%)	111 (1.9%)	75 (3.1%)	480 (0.2%)
下水道認可区域内	54 (0.03%)	4 (0.07%)	0 (0%)	58 (0.03%)
下水道認可区域外	240 (0.1%)	107 (1.8%)	75 (3.1%)	422 (0.2%)
(3) 農業集落排水施設等	—	—	—	—
2. 水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	54 (0.03%)	39 (0.7%)	69 (2.8%)	162 (0.09%)
下水道認可区域内	32 (0.02%)	8 (0.2%)	25 (1.0%)	65 (0.04%)
下水道認可区域外	22 (0.01%)	31 (0.5%)	44 (1.8%)	97 (0.05%)
3. 非水洗化人口	10,125 (5.6%)	1,936 (33.1%)	1,042 (42.4%)	13,103 (7.0%)
下水道認可区域内	9,493 (5.3%)	929 (15.9%)	625 (25.4%)	11,047 (5.9%)
下水道認可区域外	632 (0.3%)	1,007 (17.2%)	417 (17.0%)	2,056 (1.1%)

第 3 節 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

1. し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の状況

本市のし尿・浄化槽汚泥等の収集運搬の概要は、表 2-4 に示すとおり、し尿は委託業者が、浄化槽汚泥及び雑排水は許可業者が収集し、釧路市新野し尿処理場まで運搬しています。

表 2-4 収集運搬の概要

(平成 21 年 4 月)

区 分	し 尿	浄化槽汚泥等
収 集 区 域	釧路市全域	釧路市全域
収 集 対 象	し尿	浄化槽汚泥・雑排水
収 集 業 者	委託業者 3 社	許可業者 6 社
収 集 車 両	バキューム車	バキューム車
処 理 手 数 料	100ℓまで 550 円 100ℓ超過分 20ℓ毎 110 円	5.75 円/ℓ
収 集 委 託 方 法	個人が市役所に申し込む	個人が許可業者に申し込む

最近 5 年間の収集量は、表 2-5 に示すとおりであり、公共下水道の整備や人口の減少に伴い、し尿は減少傾向が続いていますが、浄化槽汚泥等は減少ないしは横ばい傾向となっています。

また、総収集量に占めるし尿の割合は、平成 20 年度で約 80%となっています。

表 2-5 収集量の推移

(単位：kℓ /年)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	
し 尿	12,161.2	11,531.0	10,678.6	10,011.9	8,930.3	
	釧路地域	8,503.3	8,144.1	7,671.6	7,224.7	6,299.2
	阿寒地域	2,526.9	2,255.9	1,935.3	1,767.8	1,703.9
	音別地域	1,131.0	1,131.0	1,071.7	1,019.4	927.2
浄化槽汚泥等	2,495.5	2,381.7	2,316.2	2,093.2	2,311.0	
	釧路地域	2,318.6	2,116.2	2,002.8	1,789.1	1,982.0
	阿寒地域	150.9	213.5	215.9	201.6	181.0
	音別地域	26.0	52.0	97.5	102.5	148.0
合 計	14,656.7	13,912.7	12,994.8	12,105.1	11,241.3	
	釧路地域	10,821.9	10,260.3	9,674.4	9,013.8	8,281.2
	阿寒地域	2,677.8	2,469.4	2,151.2	1,969.4	1,884.9
	音別地域	1,157.0	1,183.0	1,169.2	1,121.9	1,075.2
し尿の占める割合	83.0%	82.9%	82.2%	82.7%	79.4%	

2. 中間処理の状況

市内で収集された、し尿・浄化槽汚泥等は、釧路市新野し尿処理場に搬入し、中間処理を行っています。また、本市では、近隣の白糠町、釧路町及び鶴居村から、し尿・浄化槽汚泥等の処理業務を受託しており、3 町村から新野し尿処理場に搬入された、し尿・浄化槽汚泥等の中間処理を行っています。

新野し尿処理場の施設概要は、表 2-6 のとおりです。また、中間処理後に普通河川オ

タノシケツ川に放流している処理水の水質検査の結果は表 2-7 に示すとおりであり、全ての項目について水質汚濁防止法に定める排水基準を達成しています。

表 2-6 新野し尿処理場の概要

区 分	施 設 概 要	
施 設 名	釧路市新野し尿処理場	
処 理 方 式	嫌気性消化・活性汚泥処理方式	
処 理 能 力	増設前	増設後
	100kℓ/日	200kℓ/日
運 転 開 始	昭和 43 年 4 月	昭和 48 年 4 月
敷 地 面 積	33,000 m ²	
水 質 設 定 値	B O D 30mg/ℓ以下	
放 流 先	阿寒川水系 普通河川 オタノシケツ川	

表 2-7 処理水の状況

項 目	排出基準	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
p H	5.8～8.6 (許容限度)	7.1～7.8	6.8～7.5	6.7～7.0	7.1～7.5	7.2～7.7
B O D (mg/ℓ)	90 (許容限度)	16～30	20～30	11～28	10～29	11～28
C O D (mg/ℓ)	160 (許容限度)	20～58	31～53	42～55	19～50	12～30
S S (mg/ℓ)	40 (許容限度)	4～24	3～16	6～19	3～13	4～13
大腸菌 群数 (個/mℓ)	3,000 (日間平均)	0～10	0～4	0～3	0～0	0～0

※各データは年間最小値から最大値までを記載しています。

過去 5 年間の中間処理量（本市及び近隣 3 町村からに搬入されたし尿・浄化槽汚泥等の総量）の推移は、表 2-8 に示すとおりです。

各市町村の公共下水道整備の進捗や人口の減少等に伴い、し尿は減少傾向が続いていますが、浄化槽汚泥等は減少ないしは横ばい傾向となっています。

し尿と浄化槽汚泥等の構成比は、し尿が全体の約 85%前後を占めており、また、中間処理量全量に占める釧路市分の割合は約 43%前後で推移しています。

表 2-8 中間処理量の推移 (4 市町村分)

(単位 : k0/年)

区 分		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	
釧路市	し尿	12,161.2	11,531.0	10,678.6	10,011.9	8,930.3	
	浄化槽汚泥等	2,495.5	2,381.7	2,316.2	2,093.2	2,311.0	
	小計	14,656.7	13,912.7	12,994.8	12,105.1	11,241.3	
近隣 3 町村	し尿	17,093.6	16,438.2	15,734.8	14,105.9	13,199.9	
		白糠町	9,135.5	9,014.7	8,740.2	7,949.1	7,529.3
		釧路町	7,626.1	7,129.3	6,692.7	5,865.7	5,442.9
		鶴居村	332.0	294.2	301.9	291.1	227.7
	浄化槽汚泥等	2,005.7	1,866.9	1,654.5	1,693.1	1,692.0	
		白糠町	1,015.9	948.0	761.9	859.7	955.2
		釧路町	816.4	792.3	756.5	690.5	586.4
		鶴居村	173.4	126.6	136.1	142.9	150.4
	小計	19,099.3	18,305.1	17,389.3	15,799.0	14,891.9	
		白糠町	10,151.4	9,962.7	9,502.1	8,808.8	8,484.5
		釧路町	8,442.5	7,921.6	7,449.2	6,556.2	6,029.3
		鶴居村	505.4	420.8	438.0	434.0	378.1
合計	し尿	29,254.8	27,969.2	26,413.4	24,117.8	22,130.2	
	浄化槽汚泥等	4,501.2	4,248.6	3,970.7	3,786.3	4,003.0	
	合計	33,756.0	32,217.8	30,384.1	27,904.1	26,133.2	
構成比	し尿	86.7%	86.8%	87.0%	86.4%	84.7%	
	浄化槽汚泥等	13.3%	13.2%	13.0%	13.6%	15.3%	
釧路市分の割合		43.4%	43.2%	42.8%	43.4%	43.0%	

3. 最終処分の状況

釧路市新野し尿処理場における中間処理の工程で、処理水以外に脱水汚泥及びし渣が発生します。

脱水汚泥については、平成 17 年度までは、釧路市高山の釧路市新ごみ最終処分場で埋立処分していましたが、平成 18 年度からは新野し尿処理場に隣接する民間の減量化施設に処理処分を委託し、平成 21 年度からは同施設においてコンポスト化処理を委託しています。

また、し渣については、平成 8 年度までは同じし尿処理場敷地内で焼却処理をしていましたが、平成 9 年度以降は、高山ごみ最終処分場で埋立処分しています。

平成 17 年度に稼動した釧路広域連合焼却工場での焼却処分について、安定稼動後に焼却が可能か協議しています。

過去 5 年間の脱水汚泥等の搬出量は、表 2-9 に示すとおり近年はほぼ横ばい傾向で、年間 460 トン前後となっています。

表 2-9 最終処分量の推移（4 市町村分）

項 目	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
し尿等処理量 (kℓ/年)	33,756.0	32,217.8	30,384.1	27,904.1	26,133.2
発生汚泥量 (脱水前) (m ³ /年)	3,490	7,065	6,428	6,940	6,698
脱水汚泥搬出量 (ケーキ) (t/年)	468	524	467	461	456
脱水汚泥排出率 (t/千 kℓ)	13.8	16.2	15.4	16.5	17.4
し渣搬出量 (t/年)	53.0	50.5	47.7	43.8	41.0

※「脱水汚泥排出率」は、し尿等処理量（表 2-8 参照）1 千 kℓあたりの脱水汚泥搬出量。

第 4 節 生活排水処理の課題

1. 公共下水道の整備推進

本市の公共下水道整備は、釧路地域は昭和 30 年、阿寒地域は昭和 50 年、音別地域は平成 6 年にそれぞれ事業着手し、着実に整備を進めてきた結果、平成 21 年 3 月末の下水道処理区内人口普及率（全人口に占める供用開始された下水道処理区域内の人口の割合）は 98.0%、水洗化率（下水道処理区域内人口に占める水洗化人口の割合）は 94.6%に達しています。

今後は、下水道認可区域内の未整備箇所について、土地利用動向等を勘案し、計画的・効率的に下水道整備を進めるとともに、供用開始された下水道処理区域内の未接続世帯について、速やかに下水道に接続するよう指導していく必要があります。

2. 下水道整備計画区域外の地区における生活排水処理の促進

下水道の整備計画区域外の地区においては、合併処理浄化槽を設置済みの一部世帯を除いて、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されています。こうした地区での生活排水処理の方策としては、農業集落排水事業等の集合処理あるいは合併処理浄化槽による個別処理がありますが、地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水の適正処理の促進に向けた施策を展開する必要があります。

3. し尿・浄化槽汚泥の中間処理のあり方

本市及び近隣 3 町村から収集したし尿・浄化槽汚泥等については、釧路市新野し尿処理場で高級処理を行っていますが、施設の老朽化が進んでいることに加え、受け入れているし尿等の収集量が、それぞれの市町村における下水道の整備・普及等に伴い減少が続いており、今後も更に減少することが予想されることから、適正な将来見通しを立て、より効率的な中間処理のあり方について検討する必要があります。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本方針

公衆衛生の維持・向上と快適な生活環境の実現を図るとともに、水質汚濁の未然防止により恵まれた自然環境・水環境を保全するとの生活排水処理の理念、目標を早期に実現するため、次のとおり基本方針を設定します。

① 公共下水道の整備計画区域においては、残る未整備箇所の整備促進を図るとともに、既に供用開始されている区域内での未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続を促します。

② 家屋が分散し、下水道などの集合処理が適さない地区では、合併処理浄化槽によって生活排水を処理することとし、市民への周知・啓発活動を行うとともに、合併処理浄化槽を設置しようとする世帯への設置費助成制度を導入し、整備促進を図ります。

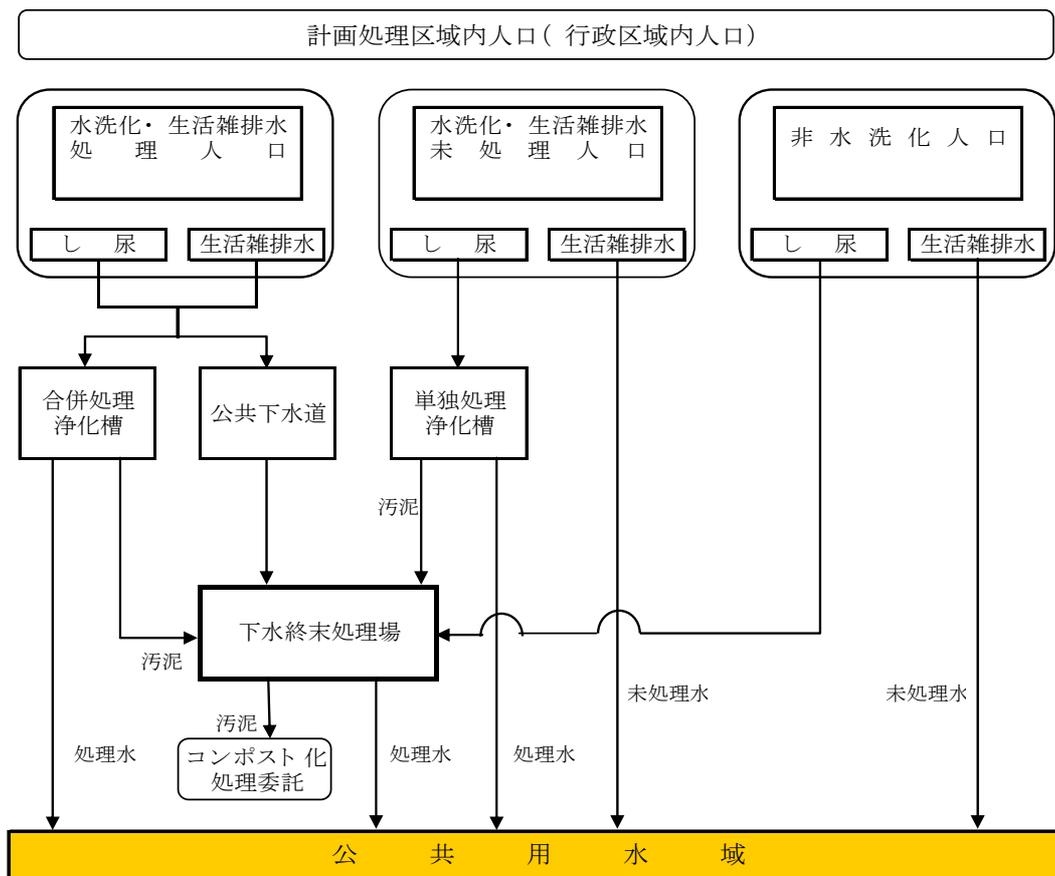
し尿のみを処理する単独処理浄化槽を設置済みの世帯等についても、生活雑排水の未処理放流を減らすため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

③ し尿・浄化槽汚泥等の処理については、釧路市新野し尿処理場の老朽化が進む中で、下水道の整備・普及に伴い汲み取りし尿の収集量が減少し、今後も更に減少が見込まれることから、下水終末処理場へ搬入し、下水と一元処理を図る方式に転換することとします。

また、し尿・浄化槽汚泥等の処理を受託している近隣3町村とも協議し、広域的に生活排水（汚水）処理の最適化を図る観点から、し尿・浄化槽汚泥等の受け入れは今後も維持することとします。

このため、汚水処理施設共同整備事業（通称：MICS事業）の採択を受け、し尿・浄化槽汚泥等と下水道の共同処理を進めることとします。

図 3-1 生活排水の処理フロー（将来）



第 2 節 生活排水の処理計画

基本方針に沿って、下水道整備計画区域内にあつては、公共下水道の整備を推進するとともに未接続世帯の接続を促進し、下水道整備計画区域外にあつては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、全市域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流を減らしていきます。

生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、行政人口に占める水洗化・生活排水処理人口（下水道水洗化人口と合併処理浄化槽設置世帯人口の合計）の割合を表す「生活排水処理率」を用い、目標年次である平成 30 年度と中間目標年である平成 25 年度の目標値を設定します。

基準年である平成 20 年度の生活排水処理率は 92.9%となっていますが、目標年度の平成 30 年度には 94.3%、中間目標年の平成 25 年度には 93.6%を目指すものとします。

表 3-1 生活排水の処理の目標

(単位：人)

		現在 平成 20 年度	中間目標年 平成 25 年度	目標年度 平成 30 年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口） A		187,569	170,695	159,947
水洗化・生活雑排水処理人口 B（=B1+B2）		174,304	159,764	150,877
生活排水処理率 $B \div A \times 100$		92.9%	93.6%	94.3%
参 考	下水道処理区域内人口 C	183,735	167,348	156,832
	下水道水洗化人口 B1	173,824	159,117	150,024
	合併処理浄化槽人口 B2	480	647	853
	汚水処理人口普及率 $(C+B2) \div A \times 100$	98.2%	98.4%	98.6%
	下水道水洗化率 $B1 \div C \times 100$	94.6%	95.1%	95.7%

表 3-2 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

		現在 平成 20 年度	中間目標年 平成 25 年度	目標年度 平成 30 年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口）		187,569	170,695	159,947
1. 水洗化・生活雑排水処理人口		174,304	159,764	150,877
	(1) 下水道（水洗化人口）	173,824	159,117	150,024
	(2) 合併処理浄化槽	480	647	853
	(3) 農業集落排水施設等	—	—	—
2. 水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）		162	141	119
3. 非水洗化人口		13,103	10,790	8,951

第 3 節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

生活排水の処理形態別計画人口の目標値に基づいた目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込みは表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込み

(単位：k ℓ)

	現在 平成 20 年度	中間目標年 平成 25 年度	目標年度 平成 30 年度		
			平成 20 年度 との比較	平成 30 年度	平成 20 年度 との比較
し尿	8,930.3	7,377.4	▲1,552.9	6,103.9	▲2,826.4
浄化槽汚泥等	2,311.0	2,427.2	116.2	2,573.6	262.6
合計	11,241.3	9,804.6	▲1,436.7	8,677.5	▲2,563.8

2. 収集運搬計画

前項でみたように、し尿・浄化槽汚泥等の収集量（排出量）は今後も長期的に減少傾向が続くものと見込まれることから、委託業者及び許可業者による収集・運搬業務の一層の効率化を図りながら、今後も現行の計画収集のしくみを維持していきます。

なお、中間処理の方法を下水終末処理場への搬入処分へと転換することに伴い、収集バキューム車の運搬先が、従来の釧路市新野し尿処理場から、投入先に指定する下水終末処理場へと変更することとなります。

3. 中間処理計画

今後のし尿・浄化槽汚泥等の中間処理については、釧路市新野し尿処理場への搬入処理から、MICS 事業の導入による釧路市の下水終末処理場への搬入処理に切り替え、地域における汚水処理の一元化を図ることとします。

し尿・浄化槽汚泥等の投入先となる受入・前処理施設は、大楽毛終末処理場内に建設を予定しています。

4. 最終処分計画

中間処理の方法を下水終末処理場への運搬処理へと転換することに伴い、受入・前処理の処理工程で発生するし渣は、一般廃棄物として釧路広域連合清掃工場に搬出し焼却処分します。

また、脱水汚泥については、下水道事業の採用する方式で減容化及び資源化を図ることとなります。MICS 事業でし尿・浄化槽汚泥等の搬入処理先に予定している大楽毛終末処理場では、脱水汚泥を民間の減容化・コンポスト化施設に処理委託しています。

第4節 住民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性についての啓発活動を進めていきます。

また、下水道整備計画区域外においても、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理によって、下水道と同程度の処理性能が発揮できることを周知し、市が新設を予定している合併処理浄化槽設置費一部助成制度の活用による設置促進を働きかけていきます。

釧路市生活排水処理基本計画

平成21年8月発行

発行 釧路市環境部環境政策課
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
TEL 0154(31)4535
URL <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp>